

輸出コンテナに対する放射線緊急対策について

1 趣旨

原発事故による放射線汚染に関する海外からの懸念を払拭するため、横浜港の港湾管理者の責務として信頼性の確保及び船舶の寄港の維持を図ることを目的に、補助金を交付します。

この補助金は、船会社や港湾運送事業者が実施した横浜港からの輸出コンテナの放射線測定について、東京電力㈱による損害賠償等で賄えない経費に対して交付するものです。

2 経緯

23年3月の原発事故により、多量の放射性物質が広域に放出されたことを受け、その影響を危惧した一部の船会社による横浜港への寄港休止(抜港)や、海外諸港における入港拒否が発生しました。

この未曾有の混乱の中、特に外国の船会社からは、「横浜港の信頼回復のためには輸出コンテナの放射線を一本ごとの測定により、安全性の証明をしていくことが不可欠である」との指摘が相次ぎました。こうした声を受け、急遽、国が開催した会議において、国や港湾管理者である本市、関係事業者が危機感を共有し、一致団結して測定を行なっていくこととしました。そのために、測定方法、安全基準、証明方法等に関する指針づくりを国へ要望した結果、国は放射線測定ガイドラインを公表(4月22日)し、こうした動きの中、船会社や港湾運送事業者による測定や、国と本市による証明書の発行が実施されてきたものです。

費用負担についても、国による負担を本市だけでなく船会社も強く求めてきましたが、経済産業省による補助は一部期間であり、また、東京電力㈱による損害賠償金は一部の船会社が受けるに留まっております。測定にあたっては港湾管理者と埠頭公社が役割分担し、船会社への補助については埠頭公社、それ以外のコンテナ測定については市が測定実施者への補助を緊急対策として実施しました。

なお、現在でも放射線に対する不安が残っていることから測定は継続されており、これまで約16万本測定(2月末)しています。

3 補助金制度の概要

(1) 対象期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 16 日
(2) 交付対象	横浜港のコンテナターミナルにおける輸出コンテナの放射線測定
(3) 交付対象者	国交省のガイドラインに基づく測定実施者等
(4) 交付金額	委託費等の測定経費(上限として、輸出コンテナ1本あたり900円) ※ただし、損害賠償金等の支払を受けた場合は、その金額を除く。
(5) 交付の条件	ア 東京電力㈱に対して損害賠償請求を行うこと。 イ 事業後に損害賠償金等を本市以外から受けたときは、その相当額を市長に納付すること。
(6) 執行見込額	緊急対策として23年度港湾局予算内で対応し、執行見込み額は約8,000万円です。